参考10－1

平成 25 年度　埋設処分業務に関する計画

（年度計画）

独立行政法人日本原子力研究開発機構

目次

はじめに ····· 2

1. 平成 25 年度に実施する業務 ····· 2
1.1 立地基準及び立地手順の策定 ····· 2
1.2 地域との共生策に係る検討 ····· 2
1.3 輸送、処理に関する関係機関との協力 ····· 2
1.4 基本設計に向けた技術的検討 ····· 3

2. 平成 25 年度の予算、収支計画、資金計画及び処分単価 ····· 4
2.1 平成 25 年度埋設処分業務予算 ····· 4
2.2 平成 25 年度埋設処分業務収支計画 ····· 5
2.3 平成 25 年度埋設処分業務資金計画 ····· 6
2.4 処分単価 ····· 6

3. 平成 25 年度の埋設処分業務の運営において留意する事項 ····· 7

はじめに

独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）は、「埋設処分業務の実施に関する基本方針」（平成 20 年 12 月 25 日文部科学大臣・経済産業大臣決定）（以下「基本方針」という。）及び「埋設処分業務の実施に関する計画」（認可：平成 21 年 11 月 13 日、変更認可：平成 24 年 3 月 28 日）（以下「実施計画」という。）に基づき、平成 25 年度 埋設処分業務に関する計画（以下「年度計画」という。）を以下のとおり定める。

1. 平成 25 年度に実施する業務

平成 25 年度は、実施計画に基づき埋設施設の立地の選定に係る基準及び手順を策定し、実施計画の変更認可を得る。また、輸送・処理に関する計画調整、事業に関する情報の発信等の業務を継続する。

1.1 立地基準及び立地手順の策定

外部有識者からの意見を聴取するために設置した埋設施設設置に関する技術専門委員会による審議・検討した結果の取りまとめを受けて、立地選定に当たり考慮すべき項目とその重要性の程度や項目ごとの評価に用いる指標を定めた埋設施設の立地の選定に係る基準を策定する。また、立地の検討対象とする地点を具体化するための手法及び基準に基づく評価の方法や手順を定めた埋設施設の立地の選定に係る手順を策定する。

策定した埋設施設の立地の選定に係る基準及び手順は、実施計画の変更の認可を受けて、これを公表する。実施計画の変更に当たっては、策定した基準及び手順に基づいた立地活動を含む事業計画の見直しを行うものとする。

1.2 地域との共生策に係る検討

原子力機構の研究開発機関としての特徴を活かした立地地域との共生策の実現に向け、原子力機構の担うべき役割、地域の持続的な活性化に向けた仕組み等の検討を行う。

1.3 輸送、処理に関する関係機関との協力

研究施設等廃棄物連絡協議会やその下部に設置した実務担当者によるワーキンググループにおいて、廃棄体受入基準や、平成 24 年度に具体化した各発生者の廃棄物の輸送・処理に必要となる項目について検討を進める。

なお、検討を行う段階において、発生者からの情報が必要となる場合は、適宜、発生者の協力を得つつ対応するとともに情報の共有を図る。

1.4 基本設計に向けた技術的検討

1.3 の各発生者との輸送・処理に関する検討状況も踏まえ、法令又は事業許可の異なる施設から発生する廃棄体及び環境影響物質を含む廃棄体の許可申請における考え方や廃棄確認の制度化等の検討を行う。

また、平成 24 年度に実施した埋設施設の合理化等の高度化検討結果に基づき、基本設計に向けた具体的な施設・設備の検討を進める。

2. 平成 25 年度の予算、収支計画、資金計画及び処分単価

2.1 平成 25 年度埋設処分業務予算

表 2-1　平成 25 年度埋設処分業務予算

（単位：百万円）

区分	埋設処分業務勘定
収入	
他勘定より受入れ	2,116
受託等収入	3
その他の収入	44
前年度よりの繰越金	18,391
計	20,554
支出	
事業費	17,715
うち、人件費	229
うち、埋設処分業務経費	17,487
埋設処分積立金繰越	2,839
計	20,554

※ 予算の執行に当たっては、効率的な業務運営を図り、経費節減に努めていく。

［注 1］ 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

［注 2］ 他勘定からの繰入金額は、埋設処分業務に係る年度ごとの費用及び廃棄体物量等を用いて試算される。

・ 平成 25 年度の繰入金額は、「独立行政法人日本原子力研究開発機構の会計の原則、短期借入金の認可の申請手続並びに埋設処分業務に係る財務及び会計等に関する省令」及び「独立行政法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示」に基づき算定した額約 1,887 百万円及び人件費約 229 百万円とし、他勘定より受け入れる。

［注 3］ 平成 24 年 3 月認可の実施計画に基づき、用地取得費を含めて計上している。本予算は、実施計画の変更認可に伴い、見直しを行う。

2.2 平成 25 年度埋設処分業務収支計画

表 2-2　平成 25 年度埋設処分業務収支計画

（単位：百万円）

区分	埋設処分業務勘定
費用の部	2,703
経常費用	2,703
事業費	2,685
一般管理費	0
減価償却費	19
財務費用	0
臨時損失	―
収益の部	2,182
他勘定より受入れ	2,116
研究施設等廃棄物処分収入	3
その他の収入	44
資産見返負債戻入	19
臨時利益	0
純損失	521
日本原子力研究開発機構法第 21 条積立金取崩額	521
総利益	0

［注］

・ 各欄積算と合計数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

・ 平成 24 年 3 月認可の実施計画に基づき計上している。本収支計画は、実施計画の変更認可に伴い、見直しを行う。

2.3 平成 25 年度埋設処分業務資金計画

表 2-3　平成 25 年度埋設処分業務資金計画

（単位：百万円）

区分	埋設処分業務勘定
資金支出	17,715
業務活動による支出	2,685
投資活動による支出	15,031
財務活動による支出	0
次年度への繰越金	0
資金収入	17,715
業務活動による支出	2,163
他勘定より収入	2,116
研究施設等廃棄物処分収入	3
その他の収入	44
投資活動による収入	15,552
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	0

［注］

・各欄積算と合計数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

・平成 24 年 3 月認可の実施計画に基づき、用地取得費を含めて計上している。本資金計画は、実施計画の変更認可に伴い、見直しを行う。

2.4 処分単価

受託料金の算定に用いる処分単価は、廃棄体の単位容積（200ℓ ドラム缶）当たりの処分費用に対し受託廃棄物の受入計画に基づき原子力機構の繰入金額の算定と同様の割引率を考慮して設定する。

現時点の受託廃棄物の受入計画に基づいて算定した処分単価は、廃棄体 200ℓ ドラム缶換算 1 本当たり、コンクリートピット処分約 669 千円、トレンチ処分約 186 千円である。ただし、トレンチ処分において、廃棄体の性状により施設に機能の付加を要する場合の処分単価は、200ℓ ドラム缶 1 本当たり、トレンチ処分の処分単価に約 44 千円を加えた額となる。

3. 平成 25 年度の埋設処分業務の運営において留意する事項

原子力機構においては、埋設事業推進センターが中心となって、原子力機構内の関係部署と連携・協力し、以下の事項に特段の配慮を行い、埋設事業の円滑かつ着実な運営に努める。

(1) 安全確保・コンプライアンスの徹底等

埋設処分業務の本格化に備え、廃棄物の管理状況等への理解を深め、埋設事業を安全かつ効率的に実施するための教育に努めるとともに、コンプライアンス（法令遵守）の徹底等に努める。

(2) 埋設処分業務勘定の管理等

埋設処分業務勘定において、他勘定からの繰入金額を算定するため、他勘定及び原子力機構以外の発生者分の収入、支出及び資金残高を適切に管理する。

(3) 安全規制整備への対応

安全規制当局に対して必要に応じて情報を提供するなど、安全規制当局が進める埋設事業に関連のある安全規制の整備の進捗に適切に対応する。

(4) 業務の評価

事業年度終了後、速やかに業務の評価を行い、その結果を公表する。

(5) 事業に関する情報の発信

ウェブサイト等を通じて埋設事業に関する積極的な情報発信を継続して行う。また、埋設事業に関する質問・相談などに的確に対応する。

(6) 環境回復への活用

埋設処分業務を通して得られた成果が福島県等における環境回復の取組に活かせるよう努める。